



9月県議会開会

■平成 24 年 9 月 20 日定例愛知県議会開会



●名古屋大学法政国際教育協力研究センターでベトナム等4カ国の留学生に夏季セミナーの特別講義を行いました。

平成 24 年 9 月 20 日午前 10 時定例愛知県議会を愛知県議会議事堂に召集する旨が愛知県知事より告示され(愛知県告示第 552 号)年 4 回の定例会の一つ 9 月議会が開会。当初提出の議案は、一般会計補正予算 205 億円余及び特別会計 2 億円余の予算関係 2 件、愛知県中小企業振興基本条例や薬物の濫用の防止に関する条例の制定など条例関係が 14 件、音羽蒲郡有料道路(オレンジロード)の有料期間の終了(11 月 30 日まで)や教育委員会委員の選任等のその他の議案が 34 件の合計 50 議案です。

初日の 20 日には知事が提案理由の説明を行い、翌週の 25 日から代表質問、一般質問と続き、10 月に入ってから委員会審議が始まります。今議会には議員提案の愛知県がん対策推進条例(仮称)も提出する予定ですが閉会は 10 月 12 日です。

●一般会計補正予算(第 3 号)

一般会計の補正額は 205 億 2349 万円でリーマンショック後の国の経済対策等を計上した平成 21 年の 9 月補正(約 902 億円)を除くと過去 10 年での最大規模となりました。財源内訳は国からの国庫支出金 90 億円、県債の発行 96 億円、基金からの繰入、市町村からの分担金及び負担金等です。

【公共事業】…約169億円+県単約22億円

新東名へのアクセス関連道路等の道路・街路事業が 108 億円、日光川など大地震後の津波遡上区間における防護機能の強化(18 億円)をはじめとする河川・海岸事業が 53 億円など。公共工事のほか県単独事業では道路橋梁維持管理 17 億円、河川局部改修 5 億円などを計上。

【取調べの可視化拡大】…約1千8百万円

平成 21 年 4 月から行われている取調べの可視化について、4 月から取調べの録音・録画の試行対象・範囲が被疑者が否認等している事件などに拡充されたため、録音・録画装置を 14 セット整備。

【脱法ドラッグ対策を推進】…398万円

6 月議会で国へ意見書を送致した脱法ドラッグの問題に早急に対処するため薬物の濫用の防止に関する条例を制定するとともに、禁止物の検出に必要な検査機器や薬物乱用防止の啓発活動の予算を計上。条例は法で規制する薬物以外のものを知事指定薬物として指定し、製造、販売等に対し罰則付きで規制。



●セーフティ愛知あゆみ号交通安全教育車登場

●特別会計補正予算(第 1 号)

港湾整備事業特別会計は、三河港で新たなコンテナヤードを整備するため 2 億 1 千万円の補正予算を計上。トヨタ自動車のロシアプロジェクト(新年度には月約 1000 台分の自動車部品を輸出、コンテナ数は 4 万 T E U から 7 万 T E U へ増加見込み)支援として三河港とウラジオストク港の新規航路開設に合わせ年明け以降の利用開始を目指しています。

STEP 21 県政 REPORT



今年も稲沢夏まつりにやろまい会のメンバーやボランティアの皆さんと参加。名古屋グランパスの協賛を得てサッカー9ゲームを企画。写真は稲沢市キャンペーンレディの皆さんと

● 条例関係他

条例の制定は前述の薬物の濫用防止や中小企業振興基本条例等5件、一部改正は暴力団排除条例の一部改正等9件で14件。その他の議案では監査委員、教育委員会(2)、公害審査会(15)、土地利用審査会(7)の委員の選任等34件です。



【愛知県中小企業振興基本条例の制定について】

6月の一般質問で取上げた中小企業条例は、県議1期目に議員提案条例策定の事務局長として取り組んでいたもので、昨年の県知事選で各候補のマニフェストに位置付けられ前進、漸く策定へ。質問で指摘した①中小企業の地域貢献の評価、②責務としての地域への貢献(府県条例初)、③市町村の中小企業振興策への協力義務、④中小企業の行うまちづくり活動への支援などが明記。また、金融機関の役割も府県条例で初めて規定、県の取組む施策等で「中小企業憲章」を踏まえた幅広い支援策を規定。

【愛知県暴力団排除条例の一部改正について】

学校等の教育施設の周辺200m以内で暴力団事務所の開設、運営を禁じているが、新たに県内約3400か所の都市公園を加えるもの。2月議会で取上げられた住宅地などへの暴力団の進出を防ぐのが目的で、公園の追加により設置禁止区域は県の面積に対し現行の約15%から約35%に拡大。



■愛知県災害廃棄物(がれき)受入中止について

●敬老式にはご指導頂く数え77歳の諸先輩が来場



昨年度末から愛知県として取り組んでいた、東日本の復興に欠かせない大震災のがれき処理は、残念ながら当初から危惧されていたとおり県民の理解を得ることが出来ないまま中止となりました。民主党県議団としても知事と地元自治体との信頼関係の構築の必要性を指摘しながら時期尚早に6月補正へ向けて住民説明会開催の予算を緊急提言する等ちぐはぐな対応などもあり申し訳ありませんでした。災害廃棄物は一般廃棄物扱いで市町村が第一義に担当する点や環境省の推計量の問題、コーディネート機能の欠如なども含め“これから”に生かせるよう検証していきます。また職員の派遣など県の施策は継続することにご理解をお願いします。(8月の街直活動が中止となり報告が遅くなって申し訳ありません)

■大都市制度の在り方調査研究活動中間報告

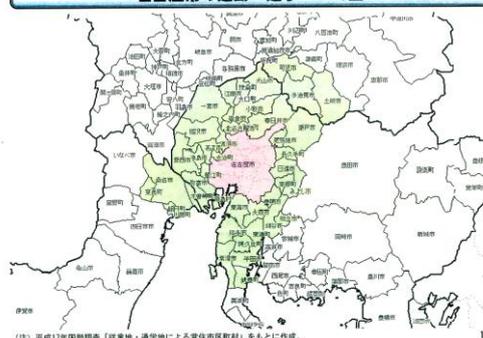
民主党県議団の重点政策調査研究会(震災復興および防災対策、大都市制度の在り方(会長:鈴木純)、議会改革)の中間報告をしました。

※第30次地方制度調査会(大都市制度の見直しに係る今後検討すべき論点)に対する全国知事会の意見陳述は、戦後5大市の特別市移行が実現しなかったように、大都市制度改革にとまなう権限移譲には消極的。

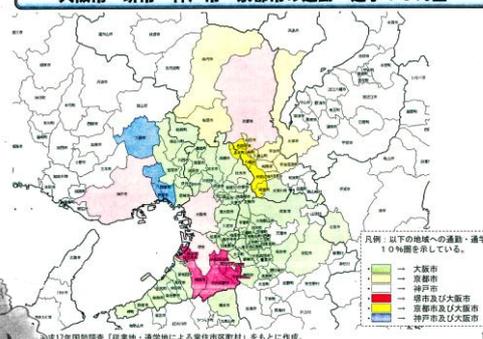
※都区制度では人口が高度に集中する大都市地域(当初92%)の行政の一体性等から都の権限が通常各市町村よりも特別区に及ぶ。通勤・通学10%圏では大阪市は全域に広がっているが、名古屋市は尾張部に限定されている。

※神奈川県の権限を特別自治市(横浜市)が取得し、更に横浜市は周辺市町の広域機能も担おうと積極的、市議会と両輪。神奈川県側は特別自治市構想には否定的な感触。

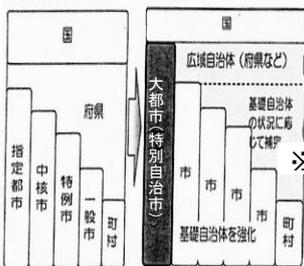
名古屋市の通勤・通学10%圏



大阪市・堺市・神戸市・京都市の通勤・通学10%圏



現行制度⇒改革後の姿



- 10月5日市民チャティーゴルフ大会
- 7日平和地区体育祭 8日愛知県民茶会
- 12日閉会、民主党県議団県政報告街直
- 14日消防団観閲式 健康フェスティバル
- 20日稲沢まつり開場式

STEP 21



8月26日に稲沢市議会議員を5期20年(議長2度)、宮田用水土地改良区理事長等を務めさせて頂き、市政特別功労、旭日双光章の叙勲を受けた父、鈴木幹雄が昇天致しました。(毎月の街直を初めて休止)これまでのご厚情に衷心より感謝申し上げます。激動の時へ 未来へつづまぢづくいへ 一生懸命動きます。愛知県議会議員 鈴木じゅん



震災がれき 受入 中止

■愛知県災害廃棄物(がれき)受入中止

昨年度末から愛知県として取組んでいた、東日本の復興に欠かせない大震災のがれき処理は、残念ながら当初から危惧されていたとおり県民の理解を得ることが出来ないまま中止となりました。民主党県議団としても知事と地元自治体との信頼関係の構築の必要性を指摘しながら時期尚早に6月補正へ向けて住民説明会開催の予算を緊急提言するちぐはぐな対応などもあり申し訳ありませんでした。災害廃棄物は一般廃棄物扱いで市町村が第一義に担当する点や環境省の推計量の問題、コーディネート機能の欠如なども含め“これから”に生かせるよう検証していきます。また職員の派遣など県の支援策は継続することにご理解をお願いします。

■愛知県災害廃棄物(がれき)受入中止

昨

●初めて用意されていた記名投票札の青票を投じる鈴木

7月6日の愛知県告示第437号により、7月14日午後1時臨時愛知県議会を愛知県議会議事堂に召集する旨が告示され、付議事件は平成24年愛知県一般会計補正予算に対する再議についてです。

臨時議会では、修正動議は起立採決の結果、賛成少数で否決(再議の場合は出席議員の2/3以上の賛成が必要)され、知事の行政手法に反発している自民党の動向が注目されましたが、被災地の復興支援の立場から原案に賛成となり、結局全会一致で知事原案が可決しました。

県民の安全を守るために受入れないと云えば簡単ですし、保身にもつながります。ただ戦後最大の試練、被災地の要請に対し皆様の安全を確保しご理解をお願いし取組むのであれば、知事の“おもい”は理解できますし、私たちも積極的に賛成してきました。しかし、議場での態度やお願いする市町村への対応は甚だ残念です。知事1期目で信頼関係構築中という状況では、代表である議会はもとより直接住民の皆さんにも丁寧に説明、説得することが必要と考えます。被災者不在、県民不在と言われた臨時議会ですが、知事、議会双方が重く受止める機会にはなかったと思います。



●初めて用意されていた記名投票札の青票を投じる鈴木



6人部屋の寮室、片側にベッド3台、奥に勉強コーナー

■愛知県消防学校—総務県民・警察研究会県内調査 120710

愛知県消防学校は、県内市町村(名古屋市を除く)の消防職員、団員や自衛防災組織員等に対し消防防災に関する教育訓練を行うために消防組織法に基づき設置されています。昭和50年代に現在の施設の多くが竣工、設備も含めて老朽化が進行。新任消防職員の訓練(初任科)が125名の定員で前後期行われており、続く救急科は75名の定員で年3期行われているが、3期目の会場は安城に持ち出しての開催であり救急科の受講も2~3年待ちの状況。パーティションがない6人部屋(寮生活も重要)の宿泊施設も収容人数174名のため一部は通学。それでも酷暑の中、稲沢市消防本部の新入職員も大きな声を出しながら訓練に励んでいました。



STEP 21 県政

2012H24



REPORT

民主党県議団 すずき純

鈴木じゅん事務所 〒492-8229 稲沢市稲島11-24
Tel24-6600 Fax23-0791 juneri@na.commufa.jp

1208